

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案新旧対照条文

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（北海道農政事務所）</p> <p>第二十一条 北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 第四条第四号から第六号まで、第九号、第十号、第十三号、第十四号、第二十五号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第 号）の規定による交付金の交付に係るものに限る。）、第五十一号、第五十二号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十四号、第五十五号及び第八十七号に掲げる事務</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（北海道農政事務所）</p> <p>第二十一条 北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 第四条第四号から第六号まで、第九号、第十号、第十三号、第十四号、第五十一号、第五十二号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十四号、第五十五号及び第八十七号に掲げる事務</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（権限） 第四十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第八十二号）、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）、畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）、砂糖の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第十二号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第十三号）、<u>食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第十六号）及び農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年</u></p>	<p>（権限） 第四十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第八十二号）、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）、畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）、砂糖の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第十二号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第十三号）<u>及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第十六号）</u>の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>

法律第 号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。